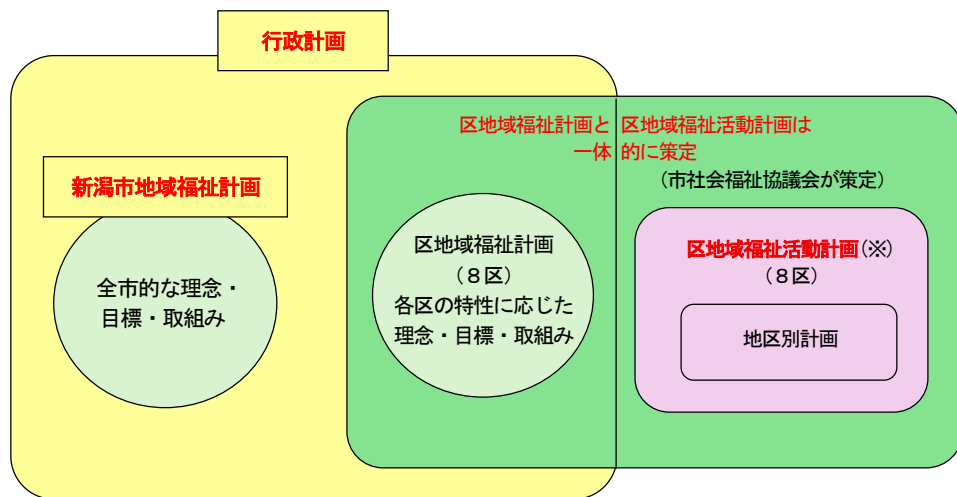
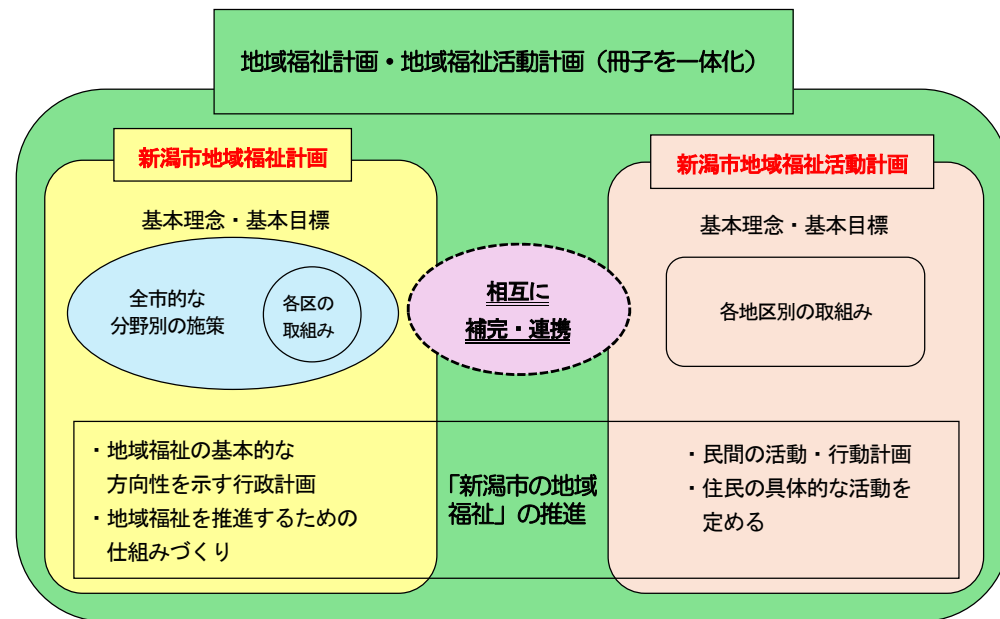


■地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけについて

(現行計画)



(次期計画)



○現状は市の地域福祉計画を単独で作成し、各区の地域福祉計画と各区の地域福祉活動計画は一体的に作成しているという状況。(区は冊子も一体)

(※) 地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条に基づく社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画。地域において社会福祉活動を行う者・福祉サービスを経営する者が協力し、本市では各区の地域福祉計画と一体的に策定してきた。

(第 4 期地域福祉計画の考え方)

- これまでの市と社協の立ち位置、それぞれの計画の位置づけを改めて確認する中で、「新潟市の地域福祉」を両者が連携して推進することを形としてわかりやすく表す意味を込めて、それぞれの計画を冊子という成果物としては一体とする。
- 計画書の冊子が一体（1冊）となることで、それぞれの内容や関連する取組の方向性などをより全体的にみることができる。
- 策定にあたっては、住民が主体となって住民活動の方針付けと具体的な取り組みの検討・振り返りを行う座談会に区役所職員が参加し、地域福祉計画と地域福祉活動計画というそれぞれの位置づけを共有しながら連携していく。
- これまでの各区の計画は新潟市の計画として統合し、市計画における理念や取組の方向性は、市全域にかかるものであることを明確にしつつも、市内の区という圏域において、特色ある取組事例などの掲載を検討する。